

令和 2 年 6 月 2 5 日  
福祉部地域ケア推進課・介護保険課

## 江東区高齢者地域包括ケア計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の 策定について

### 1 概要

#### （1）計画の性格・位置づけ

- ア 市町村老人福祉計画（老人福祉法第 2 0 条の 8）及び介護保険事業計画（介護保険法第 1 1 7 条）を一体的に策定
- イ 3 年を 1 期とし 3 年毎に策定
- ウ 令和 3 年度末までに地域福祉計画（社会福祉法 1 0 7 条）策定予定。地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、「上位計画」となる予定。

#### （2）計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度まで

#### （3）計画の内容

- ア 目指すべき高齢者福祉の基本理念と基本目標を規定
- イ 各種事業を基本目標毎に体系化し、取組内容と目標値を規定
- ウ 介護保険の将来推計を算定し、介護保険料を設定

### 2 計画策定のポイント

- （1）2 0 2 5・2 0 4 0 年を見据え、自治体毎の介護需要の傾向を把握したサービス基盤、人的基盤の整備
- （2）地域共生社会の実現にあたり、理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要

- (3) 認知症施策大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進
- (4) 介護人材の確保や業務効率化への取組強化
- (5) 自立支援・重度化防止等の取組と目標について、進捗状況のモニタリングや定量的な指標の設定
- (6) 「高齢者生活実態等調査」や「在宅介護実態調査」等を活用した地域分析、施策設計等への効果的な活用・反映

### 3 基本理念

次期計画の基本理念は、長期計画との調和を保ち、現計画下で進めている各種取組を引き継ぎ、さらに充実させていくため、現計画から引き続き以下のとおり設定する。

『ともに支えあい、健やかに生き生きと暮らせる地域社会の実現』

### 4 計画策定体制

#### (1) 計画推進会議（年6回）

計画の総合的な検討をおこなう。メンバーは、外部有識者、認定審査会代表、関連団体代表者、公募区民等総勢17名。

#### (2) 庁内推進委員会・幹事会（年6回、内3回は(1)と合同開催）

庁内での事前検討をおこなう。メンバーは、①庁内推進委員会：関係部長12名、②庁内推進幹事会：関係課長27名。

#### (3) 地域包括ケア全体会議（年2回）

医療、介護、福祉等の専門職が一堂に会し、すべての区民を対象に「江東区版地域包括ケアシステム」実現に向けた取組を推進するために開催。全体会議の活動を計画に反映するとともに計画策定作業と連動を図る。

#### (4) 関連会議体

介護、医療、住まいなどの分野毎の既存の会議体を関連会議体として位置づけ、課題等を抽出し、計画推進会議へ報告する。

## 5 スケジュール

月	庁内推進委員会・幹事会	計画推進会議	主な内容	議会	その他
4					
5	第1回 (書面開催) 5 / 25		計画策定(理念、体制) スケジュール		
6		第1回 (書面開催) 6 / 3	計画策定(理念、体制) スケジュール	2定	
7	第2回(合同開催) 7 / 10		基本指針 実態調査報告 進捗状況報告		
8					掲載事業調査
9	第3回(合同開催) 9 / 23		目標・施策体系 骨子案報告 区民説明会		
10	第4回 10 / 27	第4回 10 / 30	中間まとめ案報告 パブリックコメント	3定	
11					
12				4定	パブリックコメント(12/1~12/22) 区民説明会
1	第5回 1 / 12	第5回 1 / 19	計画案報告 区民説明会・パブリックコメント報告		
2	第6回(合同開催) 2 / 15		計画最終案報告		
3				1定	公表